高圧ガスの地中埋設が廃棄に該当しない法的根拠に関するレポート

1. はじめに

高圧ガス保安法における「廃棄」の概念について、特に高圧ガス容器を地中に埋設する行為が法的に廃棄に該当するか否かが解明されました。本稿では、法令の条文、逐条解説、および関連する保安規則の基本通達を総合的に分析し、地中埋設行為が廃棄には該当せず、違法な貯蔵として扱われることを論証します。

2. 廃棄に関する基本的定義

2.1 高圧ガス保安法における廃棄にかかわる規制

高圧ガス保安法第25条では、「経済産業省令で定める高圧ガスの廃棄は、廃棄の場所、数量その他廃棄の方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない」と規定している。

2.2 廃棄の定義(逐条解説)

高圧ガス保安法逐条解説-その解釈と運用-(高圧ガス保安法)(高圧ガス保安法施行令)

 $\underline{\text{https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/20220328chikujo1_hou_rei.pdf}$

第 25 条(解説)によれば、廃棄の定義は以下のとおりである:

(解説)

「高圧ガスの廃棄」と、高圧ガスをその本来の用途に供し得ない様にして捨てることをいい、廃棄されたあ との状態は、低圧ガスである場合と限らず、高圧ガスであっても差支えない。

「廃棄の方法」とは、高圧ガスを大気中等に捨てることをいう。災害の発生のおそれがある高圧ガスの廃棄 は、所定の技術上の基準に従ってすることの規定である。

(運用の実態)

廃棄は一般的には、高圧ガスの製造、貯蔵等の状態における一つの状態と考えられるが、実体的には、廃棄の意義で述べたように、目的によってある状態が、廃棄ともなるし、消費ともなる場合がある。例えば、残ガスを放出管を通じて排出している場合には、廃棄と考えられる。

- ▶ 定義:「高圧ガスをその本来の用途に供し得ない様にして捨てることをいい、廃棄されたあとの状態は、 低圧ガスである場合と限らず、高圧ガスであっても差支えない。」
- ▶ 方法:「『廃棄の方法』とは、高圧ガスを大気中等に捨てることをいう。」

3. 地中埋設行為の直接的判定

容器ごと地中に埋設する行為をこの定義にあてはめてみると、「高圧ガスを大気中等に捨て」ていないから廃棄ではない。廃棄の方法が「高圧ガスを大気中等に捨てることをいう」と明確に規定されている以上、単純に容器の埋設は廃棄ではないことが明らかである。

4. 「廃棄後も高圧ガスであっても差支えない」の意味

4.1 疑問の提起

逐条解説では「廃棄されたあとの状態は、低圧ガスである場合と限らず、高圧ガスであっても差支えない」とされているが、「高圧ガスを大気中等に捨てることをいう」で廃棄した後に、どのような場合に高圧ガスであり続けるのか。

4.2 推定される事例

高圧ガスを大気中等に捨てながら、高圧ガスであり続けるのは以下のような場合と考えられる:

- 超低温液化ガス (液体窒素、液体酸素等)
- 常温でも高圧状態となる液化ガス(液化シアン化水素、液化ブロムメチル等)

これらは大気中に放出されても、温度や圧力条件により高圧ガスの定義に該当し続ける場合がある。

5. 冷凍則基本通達による検証

5.1 冷凍則における特別な定義

上記の解釈を明確にするため、基本通達の冷凍保安規則第 34 条関係における廃棄の定義を検証する: https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/250417_kihontsutatsu.pdf 「冷凍設備内の高圧ガスを当該設備から取り出して管理不能の状態に移すこと及び冷凍設備内のガスを設備とともに管理者のない状態に移すことをいう。」とある。

5.2 冷凍則特別定義の法的意義

冷凍則は高圧ガス保安法の下にあって、本来であれば「高圧ガスを大気中等に捨てること」を廃棄としなければならない。しかし、他の規則(コンビ則、一般則、液石則)とは違い、冷凍則だけのルールとして「管理不能の状態/管理者のない状態に移すこと」を廃棄に含めている。

5.3 他規則への反証効果

この特別規定の存在は冷凍則のみが特別に適用され、当該記述のない他の規則(コンビ則、一般則、液石則)においては「管理不能の状態/管理者のない状態に移すこと」を廃棄と言わないことを示している。 つまり、一般則、液石則の高圧ガスは、管理不能の状態/管理者のない状態に移されても廃棄とは言わないことがわかる。

6. 地中埋設の法的分類

6.1 法的分類の確定

これらの検証によって高圧ガス容器の地中埋設行為は、移動でも製造でも消費でもなく(地中に埋められて動けない、アクセスできない状態)、貯蔵となる。

6.2 技術基準違反の該当性

6.2.1 一般的な貯蔵基準違反

貯蔵の基準では(内容積が五リットル以下のものを除いて):

「充塡容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。」(第 18 条第 1 項第 2 号イ)の規定違反に当たる。

6.2.2 可燃性ガス・毒性ガスの場合

可燃性ガス又は毒性ガスの場合は容量に関係なく:

「充塡容器等により貯蔵する場合は、通風の良い場所ですること。」(一般則第6条第2項第8号ト) 地中は通風のない場所であるため、この規定の違反に当たる。

6.3 残ガス容器の取扱い

容器が空であっても、一般則基本通達第1条関係によれば:

「残ガス容器とは、第 10 号の充填容器以外の容器であって、残存しているガスが気体の状態のガスのみであって、その圧力が温度 35°Cにおいて 1 M P a 未満である場合の容器は含まれないが、客観的に反証のない限り、充填容器以外の容器は残ガス容器と推定して取扱うものとする。」と定められており、一般的には中身の残量に関係なく「充填容器等」とみなされるため、貯蔵の基準が適用される。

7. 法的帰結と時効

7.1 継続的な違反状態

地中埋設による高圧ガス保安法貯蔵の基準違反は、掘り出されるまで罪が継続する。

7.2 時効の起算

時効は容器が掘り出されてから三年後となる。埋設されている限り違反状態が継続し、時効は開始しない。